

## 未利用口座管理手数料について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当組合では、令和3年1月にお知らせのとおり、令和7年7月15日より対象の口座となった場合は、未利用口座管理手数料を引き落としいたします。対象のお客さまには令和7年3月中旬以降順次、お届けのご住所にご案内のDMを送付予定です。

未利用口座管理手数料概要	
手数料の対象口座  (未利用口座)	<p>以下の条件を全て満たす普通預金口座が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 令和3年2月1日以降に開設された普通預金口座であること。</li> <li>② 最終お取引から2年以上、お預け入れ・払戻しのご利用がないこと。</li> <li>③ 該当口座の残高が1万円未満であること。</li> <li>④ お取引店において定期性預金や国債のお取引がないこと。</li> <li>⑤ お取引店においてお借入がないこと。 (カードローン契約がある場合を除きます。)</li> </ol>
手数料引落日	<p>初年度は令和7年7月15日(火)～7月17日(木)の3営業日内*</p> <p>*対象のお客さまに送付するDMに引落日を記載しております。</p>
手数料の金額	<p>年間 1,320円(税込)</p>
口座解約について	<p>当該口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引落としを行い、当該口座を自動的に解約します。</p> <p>手数料引落日前に、お客さまご自身で当該口座を解約いただくことも可能です。</p>

### 今後のスケジュール

- 令和7年3月中旬～6月下旬
- ・ 対象となるお客さまへDM(お知らせ)を郵送します。
  - ・ お知らせに記入してある期日までに、お取引該当口座のご利用・ご解約をお願いします。
- 令和7年7月
- ・ 未利用口座管理手数料の引落とし
  - ・ 手数料引落時に口座残高が1,320円未満の場合は口座解約をさせていただきます。

手数料引落とし後も口座のご利用がない場合、次年度も手数料の対象となります。